

仕 様 書

A 工事概要

- 1 工事名
医師住宅解体工事
- 2 工事期間
契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
- 3 工事場所
南房総市平久里下地先

B 特記仕様書

第1章 一般事項

- 1 工事仕様
設計図書及び現場説明書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）同解説 令和5年版（以下「共仕」という。）による。
- 2 適用範囲
 - (1) この特記仕様書は、本工事に適用する。
 - (2) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の①～④の順番とし、これにより難しい場合又は不明な点は、監督職員と事前に充分協議を行うこと。
 - ① 現場説明事項（質疑応答書を含む）
 - ② 特記仕様書
 - ③ 設計図書
 - ④ 共仕
- 3 震災対策
 - (1) 地震発生時等の自然災害に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
 - (2) 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な処置を講ずるものとする。
- 4 官公署その他への届出手続き
 - (1) 工事施工及び工事完成に必要な諸届け・諸手続は、監督職員と協議のうえ、停滞なく行うこと（建築基準法第15条第1項及び同施工規則第8条による「建築物除却届」を含む）。

5 工事カルテ作成・登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負金額500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS：コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ登録申請をし、「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。

なお、登録申請は次に示す期間内に登録申請を行うこと。ただし期間には、土曜日、日曜日及び祝日等は含まない。

また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略することができるものとする。

- (1) 受注時 契約締結後10日以内
- (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
- (3) 完成時 工事完成後10日以内
- (4) 訂正時 適宜

6 発生材の処理

- (1) 発生材のうち引渡しを要するものは、監督職員の指示を受けた場所に整理の上、調書を作成して監督職員に提出する。
- (2) 発生材のうち、再資源の利用が可能な物（コンクリート・鋼材等）に関しては、積極的に再資源施設等に搬入し、リサイクルの推進を図る。
- (3) 上記（1）・（2）以外の発生材は、全て構外に搬出し、「再資源の利用に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等によるほか、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」を遵守して適切に処理すること。
- (4) マニフェスト表の写しを提出する。（D票及びE票）
- (5) 「発生廃棄物収集運搬業」の許可を受けた者が運搬し、「産業廃棄物処理業」の許可を受けた者が処分すること。また、下記書類を提出すること
 - ア 廃棄物の種別ごとの、運搬業者・処分業者の一覧表
 - イ 同上業者の運搬・処分許可証の写し
 - ウ 工事現場から中間又は最終処分場までの運搬ルート図

7 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の関連書類の提出及び確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。

8 施工計画書

本工事の施工計画書を工事着工に先立ち作成し、監督職員に提出すること。

9 工事の記録

- (1) 監督職員と協議した結果について、記録すること。

(2) 以下に該当する場合には、施工の記録、工事写真等を整備する。

① 発生材の最終処分状況の写真を提出

② 工事の施工によって隠蔽される等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない施工を行う場合

(3) 写真はカラー撮影し、A4用紙にサービスサイズでプリントして提出する。

(4) 撮影は、着工前・施工中・完成後の写真3枚を、A4版印刷用紙1枚に収める等の方法で写真を整理すること。撮影個所数は監督職員との協議による。

10 再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出

「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づき、工事着手前に再資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完了時に同計画書の実施報告書を監督職員に提出する。

11 各種届出等

各種届出は第1章4によるが、「分別解体等の計画等」及び「特定粉じん排出等作業実施届書」等については、予め監督職員の承諾を得ること。

12 施工中の安全確保

(1) 作業開始前、終了後には現場内外の点検を毎日必ず行うこと。

(2) 工事施工にあたっては、騒音・振動・埃・運搬等で付近住民に迷惑を及ぼさないよう対策を十分講ずること。

(3) 工事車両の現場進入経路は、近隣の状況を把握した計画とする。

13 施工中の環境確保

(1) 解体作業は原則として破碎工法とし、騒音・振動等に十分に配慮すること。

(2) 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）」及び関連法規の規定を厳守して施工する。

(3) 騒音規制法・振動規制法の規制の対象となる作業及び下記に指定された建設機械については、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（建設大臣告示）により指定された建設機械を使用する。

(4) 排出ガス対策型建設機械を使用する。

対象機種：バックホウ・車輪式トラクターショベル・ブルドーザー・発動発電機・
空気圧縮機・油圧ユニット・ローラー類・ホイールクレーン
いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW

(5) 受注者は軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

14 軽微な変更等

現場の収まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法の軽微な変更は、監督職員の指示による。なお、この場合の請負金額の変更は行わない。

15 事故報告

工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に提出する。

16 週休2日制適用工事

- (1) 本工事は週休2日制適用工事である。
- (2) 受注者は、現場閉所による通期の週休2日工事として取り組むこと。
- (3) 受注者が週休2日交代制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交代制工事に変更することができる。
- (4) 週休2日制の実施にあたっては、「南房総市週休2日制適用工事实施要領」に基づき行うこと。

第2章 仮設工事

1 安全対策

- (1) 工事現場の安全・衛生に関する管理は、現場代理人が責任者になり、関係法令に従って行う。
- (2) 本工事の施工に当たり、施工範囲に対する工事管理区分を監督職員と打合せのうえ、工事に伴う事故防止や環境保全に留意し、必要な管理事項を定める。
- (3) 近隣住民等に怪我並びに障害を与えないよう、危険表示の設置及び必要な保護設備等を設け、通行及び保安上の配慮を行うと共に、監督職員及び関係所の承諾を受けて安全な工事施工を行う。

2 工事電力、工事用用水

- (1) 利用できない。受注者が電力会社及び水道事業者に仮設電力・工事用用水の申込を行う。
- (2) 設置及び撤去に要する費用等は、受注者の負担とする。
- (3) 設置場所、施工方法等は監督職員と協議する。

3 騒音、粉じん等の対策

- (1) 解体作業時は外部足場に防音シート等を用い、散水養生を十分に行い、粉じんの飛散を極力減らすこととする。
- (2) 解体養生は監督職員が飛散防止に必要と認めた個所が出てきた場合、受注者の責任で速やかに対処する。

4 足場

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（平成21年4月24日厚生労働省労働基準局長基発第0424002号）」に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働き安い安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり・中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て・解体または変更の作業は「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）、手すり据置方式または、2の（3）手すり先行専用足場方式により行う。

5 仮設物

仮設現場事務所は設けない。

第3章 解体施工

1 地下埋設物等

樹類・配管类等解体建物に附帯する設備等は全て撤去する。但し、それ以外の埋設物及び埋設配管等の存在を確認した場合は、監督職員と協議する。

2 解体後の整地

基礎等を解体撤去した後は、埋戻し・整地を行う。

第4章 建設廃棄物の処理

1 発生材の処理等

発生材の処理については、第1章6及び10によるが、下記の事項を追記する。

(1) 建設副産物情報交換システム

本工事は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）（以下、「システム」という。）の登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時、及び登録情報に変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。監督職員への報告（提出）はシステムにより作成した「再資源利用計画書（実施書）」及び「再資源利用促進計画書（実施書）」により行うものとする。

(2) 特定建設資材の再資源化等

本工事が特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事であり、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号 以下、「建設リサイクル法」という。）施行令又は、県が条例で定める建設工事等であって、その規模に関する基準以上の工事（以下、「対象工事」という。）である場合は、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。なお、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象とはしない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 その他

1 主任技術者

本工事の施工に際し、工事に必要な技術と経験を有する主任技術者を選定し、事前に監督職員に届け出ること。

2 疑義に対する協議

本仕様に明記のない場合、現場の納まり又は取合い等により疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議をおこなうとともに、その指示に従うこと。

3 工程表

着工に先立ち、工程表を作成し、監督職員に提出し承認をうけること。

4 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- (1) 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- (2) 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (3) 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。